

令和6年8月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(行ウ)第21号 損害賠償請求行為請求事件

口頭弁論終結日 令和6年7月17日

判 決

5 東京都東大和市桜が丘1丁目1449番地の9

オーベルグランディオ東大和325

原 告 榎 本 清

東京都東大和市中心3丁目930番地

被 告 東 大 和 市 長

10 和 地 仁 美

同訴訟代理人弁護士 秋 山 一 弘

同訴訟復代理人弁護士 榎 本 洋 一

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、橋本勇に対し、118万8000円及びこれに対する令和5年1月6日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払うよう請求せよ。

20 第2 事案の概要等

1 事案の概要

東大和市(以下「市」という。)は、原告が市を被告として提起した別件損害賠償請求訴訟(東京地方裁判所立川支部令和2年(ワ)第2710号。以下、同訴訟を上級審も含めて「別件訴訟」という。)の控訴審(東京高等裁判所令和4年(ネ)第2972号)について、橋本勇弁護士(以下「橋本弁護士」という。)との間で訴訟事務委託契約(以下「本件委託契約」という。)を締結

した。その後、上記控訴審が判決により終局したことから、市は、橋本弁護士
に対し、本件委託契約に基づく成功報酬として118万8000円を支払った
(以下、成功報酬として支払われた上記金員を「本件成功報酬」という。)

5 本件は、市の住民である原告が、別件訴訟に係る判決の確定していない時点
でされた本件成功報酬の支払は違法な公金の支出に該当するなど主張して、
地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、当該公金の支出の
相手方である橋本弁護士に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求として、
本件成功報酬相当額118万8000円及びこれに対する同金員の支払日であ
る令和5年1月6日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払を
10 請求するよう求める住民訴訟である。

2 前提事実(当事者間に争いがないか後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認め
られる事実並びに当裁判所に顕著な事実)

(1) 当事者

ア 原告は、市の住民である。

15 イ 被告は、市の執行機関である。

(2) 本件成功報酬の支払に至る経緯等

ア 原告は、令和2年、市を被告とする別件訴訟を提起した。市は、令和3
年1月20日、橋本弁護士との間で、別件訴訟の第1審に係る訴訟事務委
託契約(以下「第1審委託契約」という。)を締結した。(乙1、2)

20 東京地方裁判所立川支部は、令和4年4月21日、別件訴訟に係る原告
の請求をいずれも棄却する旨の第1審判決を言い渡した。原告は、同判決
を不服として、同年5月6日、控訴をした。(甲7、乙2)

イ 市は、令和4年7月4日、橋本弁護士との間で、別件訴訟の控訴審に係
る訴訟事務委託契約(本件委託契約)を締結した。同契約に係る契約書(以
下「本件委託契約書」という。)3条2項においては、成功報酬について、
25 「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める」

旨の約定がされていた。(乙3)

東京高等裁判所は、令和4年11月9日、別件訴訟について、控訴を棄却する旨の判決(以下「控訴審判決」という。)を言い渡した。(乙4)

ウ 市は、令和4年11月21日、橋本弁護士との間で、本件委託契約に基づく事務が終了したことを確認し、本件委託契約書3条2項の規定に基づき成功報酬の額を118万8000円とすることに合意する旨の協議書を締結した。橋本弁護士は、同日、市に対し、本件委託契約に基づく成功報酬として、118万8000円(内訳:報酬金108万円、消費税10万8000円)を請求した。(甲1、乙5)

市は、令和5年1月6日、橋本弁護士に対し、本件委託契約に基づく成功報酬として、118万8000円(本件成功報酬)を支払った。(甲2)

エ 原告は、控訴審判決を不服として、令和4年11月24日、上告及び上告受理の申立てをしたが、最高裁判所は、令和5年8月4日、上告を棄却し、事件を上告審として受理しない旨の決定をしたため、同日、控訴審判決が確定した。(甲3、12)

(3) 監査請求及び訴えの提起

ア 原告は、令和5年11月6日、本件成功報酬の支払が違法であると主張して、橋本弁護士に対する返還請求等の措置を求める旨の監査請求をした。

市の監査委員は、令和5年12月25日付けで、原告の監査請求を棄却し、その頃、原告に対して監査結果を通知した。(甲4、弁論の全趣旨)

イ 原告は、令和6年1月22日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件成功報酬の支払が違法な公金の支出に当たるか否かであり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(原告の主張)

公金の支出に当たっては、支払内容及び支払額が妥当であること並びに支払

時期が適正であることが求められる。そして、成功報酬とは、事件が成功に終わった場合に事件終了の段階で支払われるべきものであり、上訴された場合には、勝訴するか否かが不明なのであるから、判決確定前の段階で成功報酬を支払うことは許されない。

5 別件訴訟においては、原告が控訴審判決を不服として上告及び上告受理の申立てをしていたのであるから、市が本件成功報酬の支払をした令和5年1月6日の時点で、別件訴訟の判決は確定していなかった。その段階で橋本弁護士に成功報酬を支払うことは、報酬は成果の引渡しと同時に支払わなければならないとする民法648条の2に違反するものである。このように、本件成功報酬
10 に係る支出負担行為は法令に反する上、判決確定前の時点で成功報酬の債務は確定していないから、これを会計管理者が許可することは、地方自治法232条の4及び市会計事務規則10条2項に違反する。また、担当課の課長が、支出負担行為につき法令に反しないよう留意することを怠って支出命令票の決定を行ったことは、市支出負担行為手続規程3条に違反する行為である。

15 よって、本件成功報酬の支払は、違法な公金の支出に当たる。

(被告の主張)

本件委託契約書3条2項では、成功報酬について、「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める」旨規定されており、「別件訴訟の判決確定後」とは規定されていない。そして、市は、上記規定に基づいて、委託した訴訟事務が終了した後、すなわち、別件訴訟に係る控訴審判決が言い渡
20 されて控訴審に係る訴訟事務が終了した後に、橋本弁護士と協議の上で成功報酬額について合意をし、合意した金額の報酬金を支払ったのであるから、本件成功報酬の支払は違法ではない。

第3 当裁判所の判断

25 1 認定事実

前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 第1審委託契約は、別件訴訟の第1審に関する一切の訴訟事務を橋本弁護士に委託することを内容とするものであり、成功報酬については、委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定めるものとされていた(第1審委託契約に係る契約書1条、3条2項)。(乙1)

5 別件訴訟の第1審は市が勝訴したものの、控訴審についても橋本弁護士が引き続き受任することとなったため、市と橋本弁護士との協議により、第1審委託契約に基づく成功報酬は発生しないこととされた。(弁論の全趣旨)

(2) 本件委託契約は、別件訴訟の控訴審に関する一切の訴訟事務を橋本弁護士に委託することを内容とするものであり(本件委託契約書1条)、委託期間
10 を控訴審が終了する日までとし(同2条)、成功報酬については、委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定めるものとされていた(同3条2項)。(乙3)

市と橋本弁護士は、かかる約定に基づき、控訴審判決の言渡し後である令和4年11月21日に成功報酬の額について協議した上で合意し、市は、令和5年1月6日、橋本弁護士に対し、合意された金額の本件成功報酬を支払った。(前提事実(2)ウ)

(3) 橋本弁護士は、別件訴訟の上告審については受任していない。(弁論の全趣旨)

(4) なお、橋本弁護士の所属する法律事務所の報酬規程(以下「本件報酬規程」という。)5条は、弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、
20 1件とする旨、ただし、第3章第1節(民事事件)において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける旨を定めている。(甲13)

25 2 本件成功報酬の支払が違法な公金の支出に当たるか否かについて

(1) 前提事実(2)イ及び認定事実(2)によれば、別件訴訟の控訴審は、控訴審判決

の言渡しにより終局し、その時点で、本件委託契約に基づく橋本弁護士の事務は終了したものと認められる。そして、控訴審判決は、原告の請求を棄却した第1審判決に対する原告の控訴を棄却する内容であって(前提事実(2)ア、イ)、市が勝訴したのであるから、本件委託契約に基づき、橋本弁護士の市に対する成功報酬請求権が確定的に発生したものと認められる。

5 以上のとおり、本件委託契約に基づく成功報酬請求権が発生しているところ、本件委託契約上、その支払時期を別件訴訟の判決確定後とする旨の約定は見当たらず、他にその支払を制限すべき事情も見当たらないから、市が、令和5年1月6日に橋本弁護士に対し本件成功報酬を支払ったことについて、
10 違法な点はない。

(2) 原告は、成功報酬の支払は判決確定後にされるべきであるから、判決確定前にされた本件成功報酬の支払は民法648条の2の規定等に反して違法であるという趣旨の主張をする。

ア しかし、民法648条の2は任意規定であるところ、本件委託契約は、
15 別件訴訟の控訴審に関する一切の訴訟事務を橋本弁護士に委託することを内容とするものであり、委託期間を控訴審が終了する日までとし、成功報酬については、委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定めるものとしている一方(認定事実(2))、その支払時期を判決確定後とする約定がないことは既に述べたとおりであって、前記(1)のとおり、
20 本件委託契約に基づく橋本弁護士の事務は終了し、かつ、控訴審判決において市は勝訴したのであるから、別件訴訟の判決確定前であるからといって、本件成功報酬の支払が民法648条の2の規定等に反して違法となるものではない。むしろ、本件委託契約は、第1審委託契約とは別個の契約として締結されているところ(前提事実(2)ア、イ)、このように審級単位
25 で締結された委任契約に基づく報酬が、上訴という契約終了後の事情により支払時期を左右されると解すべき相当な理由はないというべきである。

イ なお、本件報酬規程の5条において、裁判上の事件は審級ごとに報酬を定めるものとされた上、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときには、最終審の報酬金のみを受けるものとされているところ（認定事実(4)）、原告は、上記定めにおける「最終審」が上告審であるとの理解を前提に、上告審の判断が示される前の本件成功報酬の支払は本件報酬規程5条に反する旨主張する。しかしながら、本件成功報酬の支払が本件報酬規程5条に違反するか否かは、当該支払が違法な公金の支出に当たるか否かと直接の関係がないし、本件報酬規程5条の上記定めは、同一弁護士が引き続き上訴審を受任した場合を前提としているから、同条にいう「最終審」とは、同一弁護士が受任した審級のうちの最終の審級を意味するものと解するのが相当であって、原告の上記主張は、採用することができない。

ウ 以上のとおり、控訴審判決の言渡しにより本件委託契約に基づく橋本弁護士の事務は終了し、同契約に基づく成功報酬請求権が確定的に発生したものであるから、本件成功報酬に係る支出負担行為等が法令に反するとか、債務が確定していないということとはできず、本件成功報酬の支払が民法648条の2、地方自治法232条の4、市会計事務規則10条2項及び市支出負担行為手続規程3条に違反するとの原告の主張は、いずれも採用することができない。

(3) 加えて、別件訴訟については、令和5年8月4日にされた上告棄却及び上告不受理の決定により、市の勝訴を内容とする控訴審判決が確定しているから（前提事実(2)エ）、本件委託契約に基づき発生した成功報酬請求権は、事後的にも何らの影響を受けるものではない。よって、本件成功報酬の支払に伴う市の損害又は損失は何ら生じておらず、この点からしても、原告の請求は理由がない。


3 結論

以上の次第で、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主

文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

篠田 賢治 

5

裁判官

高部 祐未 

10

裁判官

金澤 康 